

平成 28 年 12 月 14 日

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

平成 27 年度 諸外国における献血血液の安全対策等調査 報告書概要

【目的】 献血血液の HIV に対する安全性向上のため、虚偽申告に対する罰則規定や血液の安全対策等について諸外国の状況を調査することを目的とする。

【経緯】 平成 25 年に日本国内で発生した輸血による HIV 感染例の発生を受け、献血時の虚偽申告に対する罰則規定や HIV 等の供血血液の安全対策等について、諸外国の状況の調査を開始した。平成 25 年度のオーストラリア、平成 26 年度のシンガポールへの訪問調査に続き、平成 27 年度はイギリス、フランス、ドイツについて委託調査を行ったので報告する。

【調査実施者】 WIP ジャパン株式会社

【調査方法】 文献調査、ヒアリング調査

【調査項目】

- a. 血液事業
- b. 献血制度
- c. 献血事業における HIV 検査
- d. MSM（男性間性交渉者）の献血適格要件
- e. HIV 感染者、AIDS 患者に対する国家的な取組み

【問診時に虚偽申告した献血者の法律問題】

・イギリス

性行為により HIV を感染させた者の訴追に、1861 年対人犯罪法第 18 条：苦痛を与えることを意図しての傷害行為、第 20 条：武器の有無に関わらない傷害行為のいずれかが適用される例が、イングランド及びウェールズで認められる。また、HIV を故意又は過失により感染させた者に対する刑事訴追方針について、2008 年 8 月に検察庁が刑事訴追ガイドラインを設けている。訴追方針は、HIV を他人に感染させた場合の故意の立証が焦点となっているが、法律の構成要件としては、あくまでも性行為を通じた感染加害に限られ、献血により他人に HIV を感染させることは想定されていない。

・フランス

性行為を通じて HIV を他人に感染させて有罪判決とされた判例がある。また、2015 年 2 月に CNS（AIDS 及びウイルス性肝炎に関する政府諮問会議）が「フランスにおける HIV 感染加害者に対する罰則に関する意見及び勧告」報告書を政府に提出しているが、自発的献血において供血された血液による HIV 感染の加害罰に関する言及はなされていない。

・ドイツ

1988年連邦通常裁判所の決定により、HIV陽性患者が感染防止策をとらずに、又は陽性の事実を告げずに性行為を行ったことが立証された場合、パートナーの感染の有無に関わらず、刑法の傷害罪規程が適用される。

【まとめ】

今回調査対象とした欧州3カ国では、問診時に虚偽申告した献血者に対する罰則規定は設けられていなかった。また、性行為を通じて故意又は過失によりHIVを感染させた者の訴追に刑法が適用された事例等はあったが、献血の問診時に虚偽の申告をした、または虚偽の申告により受血者が感染症に感染したことをもって刑事罰が科された例については、確認できるものがないと報告されている。

検査目的の献血への対策としては、献血における問診票による注意喚起、医師等による問診時に献血者へ説明し理解を得ること、正確な申告を確認すること等の取組みが実施されている。さらに、検査、輸血後のヘモビジュランス、HIV感染者に対する国家的な取組み等を通じてHIV感染に関する総合的な対策がなされている。

【参考：国別比較データ】

- 問診票（資料4-2）
- HIV新規感染者数（表1）
- 献血におけるHIVスクリーニング検査方法、及びHIV陽性件数等（表2）
- リスクある献血者への対応状況（表3）
- HIV匿名検査の実施体制（表4）

表1 HIV新規感染者数

	イギリス	フランス	ドイツ	日本
HIV新規感染者数 (2014年)	6,151人	4,859人*	3,200人**	1,091人 ¹
人口(100万人) ²	64.3	64.1	80.6	127.1
人口10万人あたりの 新規HIV陽性率	9.57	7.58	3.97	0.86

*2013年のHIV新規感染者数、**推計値。2014年以前にドイツ国外で感染し、2014年に感染が判明した者は含まれない。

表2 献血におけるHIVスクリーニング検査方法、及びHIV陽性件数等

	イギリス	フランス	ドイツ	日本
HIV抗原抗体検査	あり	あり	あり	あり
HIVNAT検査 プール検体数 (2016年3月現在)	イングランド及び スコットランド 1検体 北アイルランド及 びウェールズ 24検体	8又は24検体	48検体未満	1検体
献血者数/件数 (2014年)	1,829,191件 ³	2,813,170人 ⁴	2,698,964人 ⁵	4,990,460件 ⁶
献血血液のHIV 抗体陽性検出件 数(2014年)	13件 ³	36件 ⁴	74件 ⁵	62件 ⁷
献血10万件あ たりのHIV抗体 陽性件数(2014 年)	0.71	1.28	2.74	1.24
献血血液による HIV感染事故	1997年に1件(3 人感染)、2002年に 1件(1人感染)	2001年に1件、2002 年に1件	2007年に1件、2010 年に1件	2003年に1件、 2013年に1件 ⁸

¹ 平成27年5月27日厚生労働省エイズ動向委員会 平成26(2014)年エイズ発生動向年報(1月1日～12月31日) 「平成26年エイズ発生動向一概要」

² 総務省統計局 世界の統計2016 EUROSTAT, [Population \(Demography, Migration and Projections\)](#) 2015年10月ダウンロード

³ PHE (2015) Safe Supplies: Uncovering Donor Behaviour, 2014 annual review

⁴ InVS (2016) La surveillance épidémiologique des donneurs de sang : VIH, VHC, VHB, HTLV, syphilis

⁵ RKI (2016) Daten zu Infektionen unter Blut- und Plasmaspendern, HIV, HCV-, HBV- und Syphilis-Infektionen unter Blut- und Plasma-spendern 2014

⁶ 日本赤十字社 血液事業年度報 平成26年度統計表

⁷ 平成27年5月27日厚生労働省エイズ動向委員会 平成26(2014)年エイズ発生動向年報(1月1日～12月31日) 参考「献血件数及びHIV抗体・核酸増幅検査陽性件数」

⁸ 厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課 血液事業報告(平成27年版)

表3 リスクある献血者への対応状況（平成28年12月調べ）

	イギリス	フランス	ドイツ	日本
本人確認方法	原則、Web 又は電話で予約登録する。献血センター来場時に本人確認書類の提示は特に求められない ※ドナー情報には、旧姓、電話番号（自宅、職場、夜間、携帯）、メールアドレスも含まれる	初回供血時に国民身分証、パスポート、滞在許可証の何れかで確認 2回目からはドナーカードのみで可	献血毎に写真付きID（官庁発行のもの）・パスポート・署名の照合等で確認	運転免許証、パスポート、各種年金手帳、健康保険証、各種福祉手帳、公共機関が発行した証明書・作成時に本人確認がなされている証明書等 2回目からはドナーカード及び暗証番号又は生体認証で確認
問診で訊ねる最終リスク行動期間	12ヶ月	12ヶ月 (分画用は4ヶ月)	4ヶ月	6ヶ月
MSM の供血延期期間	12ヶ月	12ヶ月 (分画用は4ヶ月)	永久	6ヶ月
問診者	医師等、認定資格者	EFS(フランス血液機構)認定医師	医師	医師
ドナーへのHIV 結果告知方法	電話で連絡後、指定医療機関にて医師から告知、助言	EFS 協力医師が当該ドナーに至急電話で面談予約、又は郵送で通知	医師を通じて、速やかに郵送で通知	—
問診票の署名欄	あり	あり	あり	タッチパネル上で確認

表4 HIV 匿名検査の実施体制（平成28年3月現在）

	イギリス	フランス	ドイツ	日本
実施施設	公立又は私立の医療機関 (私立：全国120か所)	医療機関、検査センター または町の検査施設	医療機関	保健所等
検査方法	公立：採血検査、唾液検査、唾液郵送キット 私立：即日又は翌日	—	—	採血検査
受検料	公立 無料 私立 有料 (65ポンド)	有料 (社会保障費から100%還付)	無料	無料
その他の方法	唾液郵送検査キット、家庭用唾液検査キットは薬局等で購入可	TROD (HIV 迅速検査チェッカー)：自宅で使用し、検査機関に郵送	—	—

以上